



発行所／公益社団法人木更津法人会 〒292-0838 木更津市潮浜1丁目17番59号 TEL.0438-37-7720 FAX.0438-37-7740
発行人／石綿竹一・編集／広報委員会・印刷所／大和美術印刷株式会社 <http://www.kisarazu-houjinkai.or.jp>



「森の声」 第41回日展（2009） 高増暁子

Contents

顔 日本画家 高増暁子氏

- 公益事業 女性部会社会貢献事業報告「元首相 小泉純一郎氏公開講座」 1
- 公益事業 「税を考える週間」事業 三遊亭好楽独演会 他 2
- 公益事業 木更津地区一斉環境浄化活動を実施 …… 3
- 公益事業 税制セミナー、「第4回かずさ経営塾」、不動産部会 他 …… 4
- 県税事務所コーナー 地方税ポータルシステム（eLTAX） …… 5
- 税務署コーナー 税務署からのお願いとお知らせ …… 6/7

- 法律相談 嫡出子も嫡出でない子も法定相続分は同じですか？ 8
- 公益事業 講談で聞く「お富 与三郎の夕べ」他 …… 9
- 報道 新年の御挨拶 木更津税務署署長・法人会会長 …… 10
- 報道 第4回理事会、納税表彰、会員増強キャンペーン結果… 11
- 会員交流事業・女性部会 会員研修親睦旅行 他 …… 12
- お知らせ 新規加入者紹介、印刷業者入札のお知らせ、行事予定 他 …… 13

法人会の基本的指針

法人会はよき経営者をめざすものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。

法人会

消費税期限内納付

推進運動



日本画家

たか ます あき こ
高 増 暁 子 氏

(富津市在住)



今回は日本画家の高増暁子氏をご紹介します。広島出身の高増氏は34年前に富津市亀田に転居されました。それ以来、富津に制作の場を移し、多くの作品を描きあげています。日展の会期中というお忙しい中、ご自宅で取材させていただきました。

アトリエにて

高増氏のお住まいは大坪山の麓にあります。少し歩くと、目の前に穏やかな新舞子の海が広がり、小道を進むと森の中にアトリエが見えてきます。そのすぐ側を染川が流れて、豊かな自然の中で、先生は作品を制作されています。このアトリエにも先生の長年に渡って描かれた大作が収納されていますが、それだけでは収納しきれないので3年前に展示室兼収納庫を造られました。先生の親しい友人が集まり、汗をかきながら壁を塗り床を張り完成させたそうです。展示室も周りの風景を壊すことのないように、出来るだけ自然にやさしい材料とゆうことで、壁は珪藻土、床はテラコッタを使って仕上げています。日本画は雲肌麻紙に岩絵具を使って描かれていますので、出来た作品を展示するためには湿度と温度の調節が不可避となります。そこで、アトリエと展示室は人にも絵にも、そして自然にも優しい居心地のいい場所になっていました。

一枚の絵を描き上げるまで

富津の風景に呼びかけられて写生を始めるそうです。同じ景色を方向を変え、角度を換え、自分の気持ちも変え、何回も景色を描き写します。その写生を基にアトリエで全体の絵の構図をまとめます。その構図を木炭を使って実寸大に伸ばし、バランスを取り、白黒で描きそれを本紙に写します。本紙に写してから2ヶ月程で、淡い独特の色調で描かれた芸術性の高い作品が完成します。

高増暁子／タカマス アキコ プロフィール

1941年 広島県に生まれる
1965年 女子美術大学 日本画科 卒
日展出品 (以後毎年)
1966年 日春展 出品 (以後毎年)
1969年 日春展 奨励賞
1979年 富津市亀田に転居
1990年 日展特選
1993年 /
1994年 日展委嘱出品 (以後毎年)
2005年 日展審査員
2012年 日展審査員

〈紙上ギャラリー〉



第45回日展 (2013) 映



第44回日展 (2012) 里の阿弥陀堂

＝取材後記＝

今春に高増氏のご子息、濱本さんがカフェをオープンするそうです。「森の中の小さなカフェ (GROVE) で、好きな絵画を見ながら過ごしていただけたら」と濱本さんからの伝言です。

淹れたてのコーヒーと手作りのクッキーをご馳走になったのですが、とてもおいしいコーヒーでした。日頃の忙しさを忘れて、森のカフェでゆったりとした時を過ごすことをお勧めします。

●GROVE café 富津市亀田1237 ☎080-1801-1574

(文責 広報副委員長 榎本純子)

元総理 小泉純一郎氏「脱原発」を公開講座にて熱く語る！

—女性部会社会貢献事業報告—

実施日：平成25年10月16日(水) 14時

会場：木更津市民会館大ホール

演題：日本の歩むべき道

入場者数：1,100名



女性部会の社会貢献事業として、公開講座「元総理・小泉純一郎氏講演会」を開催致しました。当日は、台風26号の襲来による交通機関の乱れも生じる中、多くの方が、木更津市民会館にお越しいただきました。講師の小泉氏もアクアラインの通行止め解除を待って時間ギリギリでしたが到着され安堵致しました。

昨秋、本年度の女性部会担当社会貢献事業を協議する中、「講師に元総理・小泉氏を！」との声があがり、全会一致で承認されました。すぐさま計画に取り掛かり、様々な人々の手をお借りし、準備会議を重ねた上で開催の運びとなりました。

特に、9月以降の小泉氏による「脱原発発言」を受けてか、報道関係からの取材申し込みが殺到し、当日の報道陣への対応と、台風26号の襲来を受け可能な限りの状況検討等々、直前での会議には心を砕きました。

それゆえに、女性部会員はじめ皆様の達成感もひとしおだったと思います。また聴講された皆様方からもお慶びの声をたくさん頂戴致しました。会員の皆様のご理解とご協力なしにはあり得なかった事業と改めて認識いたしました。

講演の中心は、エネルギー問題への提起でした。フィンランドの「十万年後の安全」と題した1時間のドキュメンタリーフィルムに



〈会場内で開催された東北物産品販売〉

大変驚かれたというご自身が、政界に身を置いていた頃、様々な方面から入ってくる『原発は安全で化石燃料等よりも安

くすむ』との情報と全く違っていました。そこから小泉氏の勉強が始まりドイツ、フィンランドでの現地視察から太陽光や風力などの自然エネルギー発電でも日本は充分やっていると結論づけました。「日本人は古来よりピンチをチャンスに変えてきた。明治時代の偉人達は大変な努力をされ、近代国家への礎を築いた。第一次オイルショックを経てエネルギー改革が進み省エネ技術を高め、現在環境先進国となっている。危機の時こそ新しい時代への創造が出来る。日本人一人一人が自助自律の精神をもって未来へ向かっていこう。自助自律とは出来る人にしてもらうのではなく、自身で努力し自身を高め、ひいてはそれが日本国の安心、安全な発展となる。」と説かれました。

そして、政府が決断すれば、そして強いリーダーシップが働けば、大きな舵が切れるともおっしゃいました。分かり易く私たちの心に響く素晴らしい講演会となりました。

今回の公開講座は地域市民のための講演とするとともに、東北の復興支援としてチケット売上げ代金の一部と、会場内で同時に開催された東北の物産品の販売での利益を合わせ、震災被災地へ何らかの援助ができればと計画していました。支援先については、大震災と原発事故により、現在も多大な被害を受けている我々の同胞・福島県の相馬市、双葉郡をエリアとする『公益社団法人相双法人会』へ送ることを役員会にて決定致しました。

相双法人会では、1,400社の会員企業のうち700社近くが、未だ避難等で事業を再開できない、あるいは避難先で業態を変え何とか事業を継続しているとのことでした。

義援金は、11月18日、本会の被災地支援研修旅



〈相双法人会に義援金を寄託〉

行の際に、石綿会長、山村副会長、そして私と事務局の4名で先方の事務局をお訪ねし、寄託して参りました。義援金は被災地の子供達の支援に当てるとお聞きしましたが、悲惨な現実を目の当たりにしている子供達に、少しでも手助けとなれば幸いです。その際に頂いた「被災地の現実を忘れないで欲しい」とのお言葉をしっかりと受け止め、皆で永きに亘って被災地の支援をと、改めて心に刻んだ次第です。最後に「小泉純一郎氏講演会」にご協力戴きました皆様方に心より感謝申し上げますとともに、講師の小泉先生からは、講師料の全額を木更津法人会にご寄付いただきましたことをご報告させていただきます。ありがとうございました。

(女性部会長 玉井百合子)

「税を考える週間」事業

第11回公開講座

三遊亭好楽 独演会

実施日：平成25年11月6日(水) 18時
会 場：君津市民文化ホール 大ホール
入場者数：600名



第11回公開講座「三遊亭好楽独演会」が開催されました。多くの市民の方々に、一流の古典芸能を味わっていただくとともに、年に一度

「税金の在り方、使われ方について考えていただく機会の創出」として、毎年法人会が企画し開催しています。

来場者の皆様に「税」についての啓発資料を配布し、石綿会長の挨拶でも、「消費税の税率改訂」など、税制改正について触れていただき、その趣旨をご理解いただきました。

「落語を聞く夕べ」の企画も、笑点の大喜利メンバーは好楽師匠で6人目を数え、地域では大分浸透してきたものと、少々油断していたこともあったのでしょうか、今回はチケットの販売で初めて苦戦を強いられました。最終的来場者は約600名、当初予定の3分の2程度の販売しかできなかったことは、対応の過程も含めて、今一度企画を省みる必要があるかもしれません。落語会そのものは、お弟子さんの「たい好」さんの高座で始まり、その後を好楽師匠が受けて「葉違い」を、そして中入り後に再び好楽師匠が、酒癖の悪い息子を案じた旦那が親子で禁酒をする噺「親子酒」で大いに笑わせてくれました。

本年より、春の公開講座が無くなり、研修委員会の企画する公開講座は秋の1回開催となりました。公開講座の方向性も含めて再検討し、会員の皆様にとって有意義かつ楽しい企画を提供できますよう、委員会一同、頑張っていきたいと思います。更なるご協力をお願いいたしまして開催の御礼と報告とします。(研修委員長 岡村 理)

源泉部会年末調整説明会・研修会

実施日：平成25年11月12日(水)
会 場：東京ベイプラザホテル

【第1部 年末調整説明会】14時～16時

講師 税務署 吉田上席国税調査官
吉原上席国税徴収官

ビデオ上映「年末調整について」「法定調書について」
参加人数：30名

【第2部 研修会】16時15分～17時45分

講 師：弁護士 伊與田聖恵氏

研修会テーマ：

ちゃっかりキヨ子の一生

～日常生活に潜む法律問題をちゃっかり

解決するために～



参加人数：35名

人間の一生には様々な局面を迎えます。誕生・進学・就職・結婚・退職・出産・そして死を迎えるまでをストーリー仕立てで、法律に関する事案



解説して頂きました。普段の生活ではあまり実感が湧かない離婚の話には非常に興味を持ちました。もし万が一の局面を迎えたときに、少しでも知識があれば円滑な対処法ができると感じた講演でした。(源泉部会幹事 南 耕司)

青年部会 やさしい税金クイズ大会報告

実施日：平成25年11月9日(土) 13時30分

会 場：イオンモール富津店 1F・3F

参加人数：788名



今年度、当初計画では9月15日に開催予定でした『みなと木更津うみ祭り』会場での実施予定でしたが、天候の都合により中止となり、予備日・予備会場

での開催となりました。しかしながら、国税庁が行う「税を考える週間」の様々な広報・広聴活動と並行する形で実施した事は、それなりの啓蒙活動が実施できたのではないかと考えます。中身は昨年同様、誰でも参加しやすいクイズ形式という手法で合計800名を対象に開催致しました。本年は1会場であった為、2つのブースを設置し時間も延長し実施しましたが、子供の参加対象者が少なく目標数には若干届きませんでした。今回は参加者の様々な傾向をつかむ為クイズの他にアンケートも取りましたので、来年の税金クイズ大会に活かして行こうと思います。この事業にご協力頂きました天生目署長をはじめとする木更津税務署の皆様、本会の皆様、ご協力誠にありがとうございました。この場を借りて御礼を申し上げますと共に、報告とさせていただきます。(青年部会税務研究委員長 川名孝一)

木更津地区一斉環境浄化活動を実施 10月27日(日) 午前9時～11時

木更津地区（蘇我芳章地区長）では、9つの支部が、自分たちのエリアにおいて、地域の要望に根差した環境浄化活動を同日同時刻に一斉に展開するという社会貢献事業を実施した。

●木更津支部（支部長 鶴岡大治）

内容：散乱ゴミ拾い
場所：大和、東中央、
木更津、朝日、
長須賀周辺
参加人数：9名



●木更津中央支部（支部長 平野卓義）

内容：富士見通りフラワーポット花植え及びクリーン作戦
場所：アクア木更津前より宝家付近まで
参加人数：30名



●太田清見台支部（支部長 田井俊行）

内容：草刈り
場所：太田地区、
マックスバリュ
太田店付近
参加人数：13名
協力：防犯指導員
市役所道路
管理課



●木更津西支部（支部長 星野一芳）

内容：草刈り、散乱ゴミ拾い、ビラ剥がし
場所：新田・貝渕・潮浜・潮見地区等
参加人数：19名、子供3名



●木更津東支部（支部長 茂田康彦）

内容：ビン、缶、ペットボトル、ゴミ等の収集
場所：祇園全域
参加人数：12名



●木更津南支部（支部長 和田 啓）

内容：ゴミ拾い、前面歩道の草刈り
場所：桜井公民館及び前面歩道
参加人数：11名



●木更津北支部（支部長 小籠治弘）

岩根西公民館文化祭事業とタイアップし、参加小学生と散乱ゴミ拾いの予定だったが台風の影響で中止となった。

●富来田支部（支部長 江沢 栄）

*台風の影響で10月27日より延期し、11月24日実施した。

内容：スプレートの落書きをペンキで上塗り作業
場所：国道410号真里
地先・JR久留里
線の交差点
参加人数：5名



●請西鎌足支部（支部長 荻野一男）

内容：ゴミ拾い、
有害ビラ剥がし
場所：イオンタウン木
更津請西付近
参加人数：7名



税制委員会主催の公益事業として 税制セミナー開催

実施日：平成25年12月5日(木) 14時30分
会場：君津市民文化ホール 中ホール
講師：税理士・不動産鑑定士 森田義男氏
テーマ：「増税を踏まえ、相続税を考える」
参加人数：85名



平成25年度税制改正の中で相続税に焦点をあて、三井信託銀行在籍中、10年間不動産業務を担当した経験を経て相続と不動産を得意分野とし活躍している税理士・不動産鑑定士の森田義男氏を講師としてお招きしました。研修内容は次の通りです。

- ①改正の概要
基礎控除の縮小、税率の改定、小規模宅地の特例、教育資金一括贈与の特例
- ②不動産評価と相続税評価
不動産の価値基準の差が相続に反映される
- ③相続税対策
対策の優先順位を間違わない。節税は最後
(イ) 相続人の円満な関係継続
(ロ) 納税資金の確保 (ハ) 節税
- ④贈与対策
贈与には証拠が大切であり、継続は力なり
経験に基づいた独自の視点と切り口で、大変参考になるセミナーになったと思います。平日の午後という時間帯で、やはり集客には苦戦をしました。(税制副委員長 青木隆子)

第4回「かずさ経営塾」開催

年間通しての公開事業となります「かずさ経営塾」の第4回を11月7日木曜日に商工会館3階研修室にて56名参加のもと開催いたしました。第2クールの2回目として前回に続きリーダーシップについてのセミナーを行いました。会社を運営するにあたり、役員として社員の管理と会社理念の徹底、若手社員をどのように導き、育てていくかを学びました。

社員を引っ張っていくには、会社理念がしっかりしているのはもちろん、いかに率先して実行するかが大切であるとの事でした。簡単な事と思いますが、なかなか出来ないのが現状ではないでしょ



うか。そこを少しづつでもしっかり出来た時に、会社運営が進むことだと思います。次回からは、最終クールの「仕事の管理(仕事の見える化)」とIT戦略になります。

ぜひ、ご興味のある方がいらっしゃいましたら、法人会事務局までご連絡いただきたいと思います。

(青年部会地域交流委員会 保泉昌宏)

不動産部会 研修会開催

実施日：平成25年12月12日(木) 14時
会場：木更津商工会館
参加人数：66名



【第1部】

テーマ「住宅取得資金及び教育資金の贈与と税金」

講師：税務署 本橋副署長

【第2部】

テーマ「改正消費税の概要」

講師：税務署 中村上席国税調査官

宅建協会南総支部木更津地区との合同により不動産部会の税務研修会が開かれ、平成26年からの各種税制改正を控え大切な要点をやさしく教えていただきました。

(不動産部会長 北村 進)

きみさらづ女性部会 研修会開催

実施日：平成25年10月29日(火) 14時
会場：木更津総合福祉会館
参加者数：62名

今回の研修会担当である青色申告会女性部長の挨拶に続き、今年7月10日に木更津税務署に着任された天生目英治署長の講演会に移りました。署長は沖縄転任時の秘蔵スライドを映しながら、「琉球の歴史と文化」について、いろいろなエピソードを交えながら、お話していただきました。沖縄にあった人頭税のこと、そして昭和49年の沖縄返還時に、4月1日を希望する日本と7月1日を主張するアメリカとの交渉の末、5月15日に沖縄返還が実現したと云う事実、琉球と呼ばれていた頃の独自の風習など織り込んで話され、予定時間の50分がとても短く感じられる素晴らしい講演会でした。

そして、第2部は応急手当講習会ということで木更津消防本部の渡辺消防司令補、桑田消防士長に応急手当のご指導をいただきました。人工呼吸のやり方、AEDの使い方など、実物を使っの操作方法など教えていただきました。ありがとうございました。(女性部会副部会長 榎本純子)

地方税ポータルシステム (eLTAX・エルタックス)

～地方税も電子申告 エルタックスを利用してみませんか～



eLTAX



みんなで
はじめよう！
エルタックス

法人県民税・法人事業税の電子申告について

千葉県への法人県民税・法人事業税の申告が、インターネットを利用した電子申告により行えます。

エルタックスで申告するメリット

- インターネットで、オフィスや自宅から申告できる。
- 申告書を提出するために、県・市の窓口に行くことや、郵便の発送が不要になる。
- 複数の都道府県・市町村への申告がまとめて1度にできる。
- 窓口の営業時間を気にせず、朝8:30～夜9:00まで申告できる。(土日祝・年末年始を除きます)



当事務所管内の木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市では、「法人市民税等の申告」と「設立・異動等の届出」について、電子申告等 (eLTAX・エルタックス) の運用を開始しました。

※千葉県では、「法人県民税・事業税等の電子申告」に加え、「設立・異動等の届出」についても、平成26年3月17日から運用開始を予定しています。エルタックスの導入を是非ご検討ください。

地方税ポータルシステム (eLTAX・エルタックス) を利用した電子申告等について、事前準備から申告までの流れなど、詳しくはホームページ (<http://www.eltax.jp>) をご覧いただくか、ヘルプデスクへお問い合わせください。

ヘルプデスク 一般電話 0570-081459 (全国一律市内通話料金)、IP電話やPHSなど 045-759-3931 (通常通話料金)
受付時間 午前8時30分～午後9時 (土日祝・年末年始を除く)

【千葉県木更津県税事務所及び管内4市の電子申告等運用状況 (予定) 一覧】

団体名及び担当課等 お問い合わせ先電話番号	申 告				申請・届出
	法人住民税 法人県民税	個人住民税	法人住民税	固定資産税 (償却資産)	
千葉県木更津県税事務所事業税間税課 0438-25-1110	○	—	—	—	(注1)
木更津市 財務部 市民税課 0438-23-8573	—	○	○ (注2)	○ (注2)	○
君津市 財務部 課税課 0439-56-1503	—	○	○ (注2)	○ (注2)	○
富津市 市民部 課税課 0439-80-1241	—	○	○ (注2)	○ (注2)	○
袖ヶ浦市 企画財政部 課税課 0438-62-2519	—	○	○ (注2)	○ (注2)	○

(注1) 法人県民税・法人事業税の設立・異動等届出については、平成26年3月17日からの運用を予定しています。

(注2) 「プレ申告データ」のサービスはありません。

※ 団体により取扱いが異なりますので、詳細については、各担当課へお問い合わせください。

税務署からのお願いとお知らせ

申告と納税は

所得税及び復興特別所得税

平成26年2月17日(月)～3月17日(月)

贈与税 平成26年2月3日(月)～3月17日(月)

個人事業者の消費税・地方消費税

平成26年1月6日(月)～3月31日(月) までとなっております。

○時 間 午前9時～正午、午後1時～午後4時

○会 場 木更津市民会館 中ホール

○所在地 木更津市貝渕2-13-40

※小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象（土地・建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除きます。）としております。

自宅で作成!ネットで申告 確定申告はe-Taxが便利です。

◎国税庁のホームページで確定申告書などの作成ができます。

国税庁ホームページのアドレスは

<http://www.nta.go.jp>

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算されて、所得税（復興特別所得税）・消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成（入力）を終え、プリントアウトした確定申告書は、そのまま税務署に提出することができます（平成25年分の確定申告書については、平成26年1月6日から御利用になれます。）。

また、e-Tax（イータックス）を御利用いただく場合には、国税庁ホームページで作成した申告書データに電子署名を添付して、そのまま送信（提出）することができます。

確定申告書以外にも税務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を提供していますので、是非御利用ください。

e-Taxホームページアドレスは

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

◎e-Taxの御利用時間

月曜日～金曜日、午前8時30分から午前0時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

平成26年1月14日～3月17日までの期間は、24時間e-Taxの御利用が可能です。税務署が閉まっている時間でも申告書の送信（提出）ができます。

※1月14日(火)は8時30分から利用可能です。

※メンテナンス時間（毎週月曜日0時～8時30分）を除きます。

◎e-Tax・確定申告書等作成コーナーのパソコン操作に関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

(☎0570-01-5901) まで

税理士会の無料申告相談の御案内

千葉県税理士会木更津支部では、平成25年分確定申告のための申告相談を次のとおり行います。

○開催日 2月3日(月)～2月14日(金)

(土、日曜日及び祝日を除く)

平成26年4月1日から 消費税率が引き上げられます。

平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が8%に引き上げられます。

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。政府では、転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として「消費税価格転嫁等総合相談センター」を設置し、①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③消費税総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せを受け付けています。

〔専用ダイヤル〕0570-200-123（受付時間：平日9:00～17:00）（平成26年3月・4月は土曜日を受け付けています。）

〔ホームページURL〕<http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

「国外財産調書」の提出期限は 平成26年3月17日です。

平成24年度の税制改正により、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく制度（国外財産調書制度）が創設され、平成26年1月から提出が始まります。

1 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」の方を除きます）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方です。

2 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（いずれも「邦貨換算」）。

3 提出期限

法施行後の最初の国外財産調書は、平成25年12月31日における国外財産の保有状況を記載し、平成26年3月17日までに提出していただくことになります。

電話による税金の御相談は、自動音声に従って番号を選択してください。

木更津税務署（代表）☎0438-23-6161

所得税及び復興特別所得税・個人消費税・贈与税の確定申告に関する御相談は、「0番」（1月20日～3月17日）となります。

譲渡所得の申告について

平成25年中に土地や建物等の不動産をお売りになった方、ゴルフ会員権や株式等の資産をお売りになった方は、譲渡所得について所得税の確定申告が必要です。

確定申告書や譲渡所得の内訳書(計算明細書)は、御自分で作成していただき、お早めに御提出をお願いします。

譲渡所得の申告についても国税局ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書や譲渡所得の内訳書を作成できますので、御利用ください。

なお、株式等の譲渡については、証券会社の特定口座で源泉徴収を選択している場合は申告不要とすることができます。

贈与税の申告について

平成25年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債権等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方や『相続時精算課税』を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

贈与税の申告書についても国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成し、e-Taxで送信ができます。

また、作成した申告書等は、印刷して郵送等で提出することもできます。

◇『相続時精算課税』、『配偶者控除の特例』及び『住宅取得等資金の贈与税の非課税』を受ける方は、贈与税がかからない場合でも申告が必要です。

平成25年分の所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の
申告書作成会場は
「木更津市民会館 中ホール」です。
会場では便利なパソコンによる申告書の作成を行っています。

設置期間 平成26年2月3日(月)～3月31日(月)

受付時間 午前8時30分～午後4時 相談時間 午前9時～午後5時

◎土、日曜日及び祝日は業務を行っておりません。但し、2月23日(日)と3月2日(日)の2日間に限り、上記会場にて申告書の作成及び提出ができます。なお、税務署は開庁していませんので御注意ください。

◎3月18日(火)から3月31日(月)までの期間は、「中ホール」から「第1・第2会議室」に変更となります。

会場のご案内



木更津市民会館へは

○木更津駅西口より徒歩約20分

○バスでお越しの場合は、木更津駅西口バスターミナルより③番乗場「ソニー木更津」行「市役所前」バス停下車 徒歩約3分、

⑦番乗場「富津公園」行「貝測」バス停下車 徒歩約5分

★本数が多くありませんので、時刻表を予め御確認ください。

【御注意ください】

☆納税証明書は上記会場では発行していません。必要な場合には、木更津税務署でお手続きをしていただくことになりますので、確定申告書を提出する前に、職員にお申し出ください。なお、税務署の駐車場は狭いため、お車での来署は御遠慮ください。

☆納税窓口は上記会場にありませんので、口座振替を御利用いただくか、または最寄の金融機関で納税してください。



「嫡出子も嫡出でない子も法定相続分は同じですか？」

小川雅義法律事務所 弁護士 小川 雅 義

Q 最近、最高裁判所によって、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定が、憲法に違反していると判断されたとのことですが、どのようなことですか？また、最高裁判所の判断以前に民法の規定に従って遺産分割をしてきた人達に影響はありますか？

A 平成25年9月4日、最高裁判所は、平成13年7月に死亡した被相続人の遺産分割審判について、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法900条4号ただし書の規定は、遅くとも平成13年7月において、合理的理由のない差別的取扱いに当たり、法の下平等を定めた憲法14条1項に違反していたと判断しました。

そして、当該違憲判断は、当該相続の開始時から当該判断までの間に開始された他の相続につき、前記規定を前提としてされた他の相続につき、前記規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないとしました。したがって、既に解決済みの人達には影響はありません。

【解説】

1 民法900条4号ただし書

民法900条4号は、「子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は嫡出である子の相続分の2分の1とする」と規定しています（以下、「本件規定」といいます）。

2 平成25年9月4日以前の最高裁判所の判断

最高裁判所は、平成25年9月4日の判断（以下、「本件決定」という）以前は、本件規定について、憲法14条1項に違反せず、合憲であるとしていました。

最高裁判所は、平7年7月5日に、本件規定の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場の尊重と嫡出でない子の保護を図ったもので、民法が法律婚主義を採用している以上このような立法理由には合理的根拠があり、本件区別がこの立法理由との関連において著しく不合理であるとはいえず、本件規定は、合理的理由のない差別とはいえないから憲法14条1項に反するとはいえないとしました。これは、10名の裁判官の多数意見によるものであり、5名の裁判官は反対意見を述べていました。

その後も、最高裁は、右判断を引用して合憲判断をしてきていましたが、全てに本件規定を違憲とする旨の反対意見が付されていました。

3 本件決定——合憲性について

本件決定は、本件規定の合憲性について、本件規定の制定経緯を踏まえ、その後の事実の変遷等を考慮して、

遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたと全員一致で判断しました。つまり、本件決定は、「昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる」と指摘して、遅くとも本件相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われており、本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたと判断しました。

4 本件決定——先例としての事実上の拘束性について

我が国の裁判所は、憲法上、具体的事件の解決に必要な範囲で憲法判断をするいわゆる付随的審査制をとっていることから、違憲判断の効力は、当該事件について拘束力を有するものであるとされています。しかし、最高裁判所の違憲判断の先例としての事実上の拘束性は否定できません。そこで、最高裁判所は、法的安定性を考慮して、解決済みの事案については、本件違憲判断は影響を与えないとしました。つまり、本件決定は、本件規定は、本件判断により遅くとも平成13年7月当時において憲法14条1項に違反していたと判断される以上、本件判断の先例としての事実上の拘束性により、上記当時以降は無効であることとなり、また、本件規定に基づいてされた裁判や合意の効力等も否定されることになろうが、①本件規定は、国民生活や身分関係の基本法である民法の一部を構成し、相続という日常的な現象を規律する規定であって、平成13年7月から既に約12年もの期間が経過していることから、その間に、本件規定の合憲性を前提として、多くの遺産の分割が行われ、更にそれを基に新たな権利関係が形成される事態が広く生じてきており、②本件決定の違憲判断は、長期にわたる社会状況の変化に照らし、本件規定がその合理性を失ったことを理由として、その違憲性を最高裁判所として初めて明らかにするものであるから、本件決定の違憲判断が、先例としての事実上の拘束性という形で既に行われた遺産の分割等の効力にも影響し、いわば解決済みの事案にも効果が及ぶとすることは、著しく法的安定性を害することになると指摘して、前述のように本件規定を前提として確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないとしました。

＜歌舞伎初演160年＞
講談で聴く「お富 与三郎の夕べ」を開催
 ～本更津・本更津中央・本更津西・本更津南支部～

実施日：平成25年10月19日(木) 18時

会 場：本更津市「光明寺」

出 演：講 談 神田すみれ
 ナビゲーター 柳亭 芝楽(落語家・本更津市観光大使)
 解 説 中島 悠平(千葉日報記者)

参加人数：130名



本更津の宝である、お富
 与三郎の話を大切にしてい
 未来につなげていくことが、
 私たちの仕事だと思う。歌
 舞伎での話と講談での話と
 はいささか結末が違うとい
 う話もためになった。今後
 も継続する必要があると思
 うが、同じ話をまたするこ
 とはできないので来年以降
 の事業の運営をどうするか

が問題であると思う。いずれにしても、誰かがやらなければ、
 すたれてしまうものである。

本更津復活への一つの手段として継続されるべきである
 と考える。(本更津支部長 鶴岡大治)

小糸清和支部 有害ビラ撤去作業実施

実 施 日：平成25年10月20日(日) 13時～15時

場 所：小糸清和地区内

参加人数：13名

当日の天気予
 報は雨、有害ビ
 ラ撲滅作戦の案
 内で雨天決行の
 文字を再度確認
 し、役員だけに
 でもと電話確認
 したところ、



「やりましょう」と力強い返事をもらい、心は晴天。

前回の反省で、法人会の活動をもっとアピールしていく
 ことになり、本更津法人会名入りのパーカーを作成し、お
 披露目のはずでしたが、雨のため記念写真のみの着用とな
 ってしまい、ちょっと残念。いつも通り3班に分かれて作
 業を開始。道具の積み込み、持ち場への移動、役割分担等、
 その手際の良さに驚かされます。この作業が支部の活動と
 して定着したことを実感しました。

そんな中、今回素晴らしい発見がありました。なかなか
 剥がれにくく、今まで手こずっていたビラが、雨を十分含
 むと何とも簡単に剥がれることです。

最近、地域内に新しく張られるビラが確実に減っている
 ので、この活動が微力ながら役に立っているものと喜んで
 います。(小糸清和支部長 山下善一)

各支部・部会で消費税勉強会を実施

◇講師：田村統括国税調査官・岡崎上席国税調査官

【平川支部】

実 施 日：平成25年11月29日(金) 15時

会 場：平川公民館

参加人数：16名



【小櫃上総支部】

実 施 日：平成25年12月12日(木) 15時

会 場：久留里農村改善センター

参加人数：11名



【女性部会】

実 施 日：平成25年12月16日(月) 11時15分

会 場：山の上ホテルかずさリゾート鹿野山

参加人数：17名





新年の御挨拶

なばため

木更津税務署 署長 天生目 英 治

新年明けましておめでとうございます。

平成26年の年頭に当たり、公益社団法人木更津法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。石綿会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、旧年中、税務行政全般に渡り深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年も昨年同様によりしくお願い申し上げます。

昨年の法人会の皆様の活動を振り返りますと、税を考える週間におけるやさしい税金クイズや講演会の開催、確定申告期における各種広報など、様々な事業活動を通じて、税知識の普及と納税意識の高揚に努めていただいたほか、幼稚園や保育園の緑地化事業である芝生化プロジェクトなど、様々な社会貢献活動にも積極的に取り組まれました。

特に、女性部会が担当した「小泉純一郎氏講演会」は、台風による悪天候により開催が危ぶまれる中、会場一杯の聴衆を集めることができたと同っております。これも、法人会の皆様の企画力と組織力の強さゆえに実現できたことと大変感服いたしております。

また、各地区・各支部による地域に根差した事業活動は、地域社会の健全な発展に大きく寄与されていると感じております。このような活動を通じ、地域社会経済の活性化への貢献はもちろん、税務行政の円滑な運営に欠くことのできない大きな役割を果たされてきており、心から敬意を表する次第であります。昨年4月には新公益法人制度の下、公益法人への移行が了されましたことは、これまでの公益

性の高い活動が実を結んだ結果であり、今後とも、会員並びに地域社会に根差した魅力ある活動を推進していかれますよう御期待申し上げます。

ところで、間もなく確定申告の時期を迎えます。税務署では納税者の皆様の利便性の向上や事務処理の効率化のためにe-Taxを利用した申告・納税を推進しています。

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を御利用いただきますと自宅のパソコンで申告書が容易に作成できます。しかも、数字を入力すれば誤りのない申告書の作成ができる大変便利なシステムですので、より多くの方々に利用していただけるよう、法人会の会員の皆様はもとより、会員企業の従業員の方にも周知していただき、e-Taxの利用者が増えますよう是非御協力をお願いいたします。

また、法人会の皆様におかれましては、法人税、消費税に加え、源泉所得税、法定調書及びダイレクト納付等のe-Tax利用について、引き続きお力添えを賜りますようお願いいたします。

今年は午年で「物事がうまくいく」「幸運が駆け込んでくる」など縁起のいい年と言われております。公益社団法人木更津法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄、そして今年一年が皆様にとって輝かしい年となりますことを祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



地域に貢献する「公益社団法人」として

公益社団法人 木更津法人会 会長 石 綿 竹 一

平成26年の始まりをお健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

この度の公益法人制度改革に基づき、私たち木更津法人会では昨年4月1日より、「公益社団法人」としてお陰様で順調なスタートを切ることができました。経済全体の回復基調が見られ、景気の浮揚感、株価も高値で推移しており、中小企業までその流れが循環するにはもう少し時間がかかるかもしれませんが、大きく期待したいところであります。

さて、当会では、「申告納税制度の普及啓蒙」、「会員企業の経営支援と交流」、「地域社会への貢献」を三本の柱として、かずさ四市地域の活性化に向けて様々な取り組みを行って参りました。

具体的には地域企業の経営者向けに税務や経営の研修会

を数多く実施し、異業種交流を行うとともに、公益事業として、小中学生へ税の大切さを教える出前授業「租税教室」や「やさしい税金クイズ大会」等の企画運営、並びに各地での「公開講座」の開講、幼稚園・保育園の園庭の緑地化事業「芝生化プロジェクト」等々がございます。

特に昨年10月に開催した「脱原発」発言で注目された小泉元総理の講演会については、各地から注目を集め、多大なる評価もいただきました。

私たちは、平成27年に設立40周年を迎えます。「公益社団法人木更津法人会」として、将来を見据え、今までにも増して「かずさ地域の発展」のために努力して参る所存でございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

平成25年度 第4回理事会開催される 事業は順調に80%を消化

去る11月26日、木更津商工会館3階研修室において第4回理事会が開催され、約80%を消化した秋の各種事業・決算報告の承認が為されました。

今年は週末に台風の襲来を受けることが多く、各事業の遣り繰りに少々苦労させられましたが、難しい局面に遭遇する中で、組織として様々な経験を積むことができ、また会員間の団結もより増したのではないかと思います。

回を重ね充実を図る富津、袖ヶ浦の地区公開講座の報告、新しい公益事業「一斉環境浄化活動」を展開した木更津地区、また、市内の全新生児児童に「交通安全」の品物を寄贈する君津地区の新規公益事業の承認など、地区・支部の上げから始まり、各委員会、部会の展開する事業の承認まで多岐にわたり議論が尽くされ、全ての議案が予定通り全会一致で承認されました。

特筆すべきはやはり女性部会の公益事業「小泉純一郎氏講演会」でしょうか。講師からの講演料を全額ご寄付いただくことも初めてのことでしたが、収入の一部が大震災と原発事故により一番の被害を未だ受け続ける福島県の相双法人会に寄託できたことが印象に残ります。

また、中間決算の報告、平成26年度の事業計画の策定についての説明も行われ、早くも次年度に向けての動きが開始されたことを認識しました。（総務委員長 宮崎洋史）

鈴木庸夫氏東京国税局長表彰受賞

～平成25年度 納税表彰式～

「税を考える週間」のメイン事業のひとつとして、四市の納税功労者の方々、並びに中学校の「税」をテーマにした作文と標語の優秀作品の表彰を行う「平成25年度納税表彰式」が11月14日(木)ロイヤルヒルズ木更津ビューホテルにおいて開催されました。この式典は木更津税務署と法人会や青色申告会など16団体で構成する木更津税務懇話会との共催によるものです。当日は多くの方のご臨席をいただき式典、祝賀会が行われました。木更津法人会からは下記の方々が表彰されました。（以下敬称略）

○東京国税局長表彰



(株)新生企業
鈴木 庸夫（監事）

○木更津税務署長表彰

富二電機(株)
(株)森酒造店

渡邊 敏（副会長）
森 泰郎（税制委員長）

○木更津税務署長感謝状

(株)エヌ・エー・エンジニアリング

勝畑 圭司（袖ヶ浦地区長）
(株)シバサキ建設 柴崎 誠（厚生委員長）
(株)大佐和自動車教習所 榎本 純子（女性部会副会長）

○木更津税務懇話会長感謝状

(宗)神將寺 青木 和彦（社会貢献委員長）
岡田建設(株) 岡田 良弘（組織委員長）
(有)ホテル銀河 星野 一芳（木更津西支部長）

平成25年度 会員増強キャンペーン終了

～53社の新規会員を迎える～

組織委員会では、本年度も8月から12月まで会員増強キャンペーンを実施致しました。相変わずの大変厳しい経済状況の中での会員増強活動でしたが、役員の皆様の積極的な取り組みの結果53社の加入を頂く事になりました。特に公益社団法人になった今年度から、法人組織ではない個人でも趣旨に賛同して頂ければ入会が可能になり、12名の個人の賛助会員が新しく仲間になりました。ご協力誠にありがとうございました。（組織委員長 岡田良弘）

支部別「会員増強」ポイント獲得数

支部名	ポイント	支部名	ポイント
木更津	5	富津	2
太田清見台		大佐和	3
木更津東		天羽	6
木更津北		長浦	5
富来田	1	昭和	
木更津中央		平川	4
木更津西		青年部会	2
木更津南	1	女性部会	5
請西鎌足	1	組織委員会	14
君津第1		大同生命	6
君津第2	5	A I U 保険	4
君津第3	1	千葉銀行	8
小糸清和		千葉信用金庫	1
小櫃上総		合計	74

※各ポイントは1件の入会で支部、委員会、部会等にそれぞれつきま
すので、実際の入会件数とは異なります。

四市で年末調整説明会開催

(開催日)	(会場)	(参加人数)
11月6日	木更津市民会館	272名
11月11日	袖ヶ浦市民会館	116名
11月13日	富津市役所	124名
11月18日	君津市民文化ホール	174名

決算法人説明会

実施日 平成25年11月21日(木) 14時～16時
会場 木更津市民会館 出席者 18名
講師 木更津税務署 岡崎上席国税調査官・吉田上席国税調査官
内容 ①ビデオ「会社決算と申告のチェックポイント・四つのヤマ
場で理解する法人税申告の実務」
②法人税及び消費税の説明 ③質疑応答

新設法人説明会

実施日 平成25年12月17日(木) 14時～16時
会場 木更津商工会館 出席者 8名
講師 木更津税務署 岡崎上席国税調査官・吉田上席国税調査官
内容 ①ビデオ「新設法人と税金・スムーズな会社運営のために」
②法人税及び消費税の説明
③質疑応答

東日本大震災復興支援 会員研修親睦旅行

実 施 日：平成25年11月17日(日)～18日(月) 1泊2日
視察場所：相馬市・名取市関上地区視察と日本三景松島
参加人数：68名



関上中学校に設置された慰霊碑

昨年まで地区ごとに実施していた会員交流事業を、今年度から組織委員会が担当し四市全体で行うことになりました。

本年は復興が徐々に進む東日本大震災の被災地、福島県相馬市と宮城県名取市（関上地区）を視察しました。

研修旅行の参加人数は目標に達しませんでした、68名ご参加頂きました。



祈りの丘

関上中学校の入口の石碑には14名の亡くなられた 子供たちの名前が刻まれており、より悲しみがこみ上げてきました。

相馬市では瓦礫はほとんど片付いていましたが復興の兆しはあまり感じることができませんでした。こうした現状を肌で感じ私たちはこれから支援をし、決して風化させてはならないと改めて思いました。

会員交流としてはバスの移動中や見学先、ホテルの宴会で四市の方々と交流をし、より親睦を深めることができました。



相馬市にて震災の様子をビデオ視聴

(組織委員長 岡田良弘)

富津北・南支部合同「秋の集い」

実 施 日：平成25年10月22日(火)

内 容：歌舞伎座観劇と東京プリンスホテルディナー

参加人数：18名



今年は歌舞伎座にて観劇ということもあり富津北支部と南支部合同で行いました。良い席でしたので“義経千本桜”の名場面を目の前で手に

取るように見る事が出来ましたし、唄方、三味線、鳴物も近いので迫力満点でした。

また、終了後はエレベータで屋上に上がり空中庭園を散策しました。広さはあまり広くありませんが、とてもきれいにできていました。都会の中のアオアシスです。地下のお土産売場のコーナーも充実していてとても買いやすくなっていました。千葉県人らしく皆さんたくさんのお土産を買っていました。

大変人気の東京プリンスホテルのディナーでは、ゆっくりと美味しいものを頂く事ができました。皆さん満足して頂けたようで、「またこのような機会を持ちましょう」といって別れました。

打ち合わせを含め何回か両支部の役員が集まったのですが、支部の現状や、問題点などをゆっくりと話すことができ、良い意見交換の場となりました。何より法人会の皆さんとお会いして、お話するのは楽しいので、この集いを続けて行きたいと思いました。

(女性部会富津南支部長 佐生知子)

木更津第1支部 視察研修

実 施 日：平成25年11月2日(出)

内 容：東京ガスライフバルかずさ見学と明治座歌舞伎鑑賞

参加人数：16名

歌舞伎では「鳴神」「瞋の母」大喜利「供奴」といった演目で、艶やかな出で立ちの演者と、緩急のある音楽に魅了されました。伝統的な娯楽に触れることが出来大変有意義でした。



東京ガスショールームでは、床暖房等快適な生活環境の提案は多岐にわたり興味深いものでした。リフォーム事業の展開を推進していきたいというコンセプトが十分うかがえる施設でした。(女性部会木更津第1支部 鈴木敏栄)

≫お 知 ら せ≪

新規加入者紹介

(平成25年12月末日まで事務局受付分)

支 部 名	法 人 名	代 表 者	所 在 地	業 種
木 更 津	(株)薬 王	山 口 治 彦	木.朝日3-6-14	サービス業
太 田 清 見 台	(有)LEEテックス	鈴 木 真 史	木.東太田4-20-59 1F	電気工事業
木 更 津 西	(有)勘十郎そば店	泉 水 秀 行	木.潮見5-10-9	飲食業
木 更 津 南	(株)T・テクニカル	古 関 麻 美	木.港南台3-11-17	給排水・衛生設備工事業
	(有)ケーアイコーポレーション	伊 藤 信 子	木.港南台4-8-24	構内製缶・電気工事業
	スマイル宅配セキ(株)	関 哲 也	木.大久保1-7-1	その他サービス
請 西 鎌 足	ひまわりふどうさん(株)	諏 訪 純 一	木.請西南3-1-3	不動産仲介業
	(株)ヤマホコーポレーション	法 官 信 二 朗	木.請西南3-36-4	建設業
君 津 第 1	(株)naive	森 英 樹	君.北久保2-6-3	サービス(美容)
君 津 第 2	(同)マナ	高 野 撰 子	君.東坂田1-8-13	介護事業
	シュガーランプ 【賛助】	岡 野 祐	君.東坂田2-9-19	飲食業
	pub Lelien 【賛助】	秋 元 ゆ かり	君.東坂田2-9-17	飲食業
君 津 第 3	(株)アド・クリエイション	佐 藤 弘 長	君.外箕輪3-13-1	総合広告代理業・生活情報誌発行
	(株)B e. T o.	高 橋 恵 子	君.左師3-4-28	飲食業
	(株)重松工業	重 松 順 二	君.南子安1-13-9 201	配管業
富 津	(医) 社 団 石 誠 会	石 代 誠	富.下飯野1350-1	診療所
	(株)盛 工 業	森 貴	富.青木1005-1	土木工事業
大 佐 和	(有)アート石材 佐生	佐 生 知 子	富.岩瀬1170-5	建設業(石材の加工販売)
天 羽	サンエンジニアリング(株)	後 藤 昌 博	富.竹岡175-93	製造業
	(株)ルーラル・デンティック	水 林 登	富.台原5-2	歯科技工業
	めし処 山の上の下 【賛助】	神 子 八 重 子	富.湊832	飲食業
	高木建具店 【賛助】	高 木 一 彦	富.関尻431-4	建具店
	(有)きずな地所	宮 野 信 行	富.湊806-5	不動産業
	ぼんぼん亭 【賛助】	林 田 廣 司	富.湊227-1	飲食業
長 浦	(有)エスエストレディング	原 祥 子	袖.長浦駅前2-9-11	中古車販売
	(株)ガラスピットマツウラ	松 浦 光 夫	袖.今井1-36-2	自動車ガラス販売施工
昭 和	田中秀樹税理士事務所 【賛助】	田 中 秀 樹	袖.福王台1-1-11-B101	税理士事務所
平 川	(有)加登栄	山 中 博 壽	袖.横田2658-3	鮮魚料理・仕出し
	綿屋輪業 【賛助】	藪 崎 勇 治	袖.横田3679	自動車修理

「法人きさらづ」印刷業者入札のお知らせ

広報委員長 高 野 純 一

平素は当法人会の運営につきましてご協力賜り誠にありがとうございます。

当会の広報誌の現印刷業者との契約が春号(5月発刊)をもって満了いたします。

つきましては平成26年夏号(8月1日発行)より会員の中から新たな印刷業者を選定するため下記要領により進めてまいりますので希望業者は入札に参加されたくご案内申し上げます。

記

◆説明会

1.日 時 平成26年4月4日(金) 13時30分

2.場 所 木更津商工会館4階
「法人会事務局 会議室」

3.持参するもの ①3年間の経歴書
②貴社で作成した見本となるもの

*説明会に参加していただくことが入札の条件になります。
*提出していただいた書類に基づき事前選考を行います。

◆業者決定

1.選考された業者により競争入札します。最低価格業者に決定いたします。

〔お問い合わせ〕

法人会事務局 担当：高梨 0438-37-7720

行 事 予 定 表

平成26年

2月12日 青年部会社会貢献事業(蔵波中学校)

2月18日 新設法人説明会(木更津商工会館)

3月6日 かずさ経営塾(木更津商工会館)

〃 生活習慣病健診(木更津市民会館)

3月7日 〃 (〃)

3月8日 〃 (〃)

3月20日 第5回理事会(木更津商工会館)

4月4日 広報誌印刷業者説明会(法人会事務局)

4月17日 平成26年度第1回理事会(木更津商工会館)

4月25日 青年部定例総会(木更津商工会館)

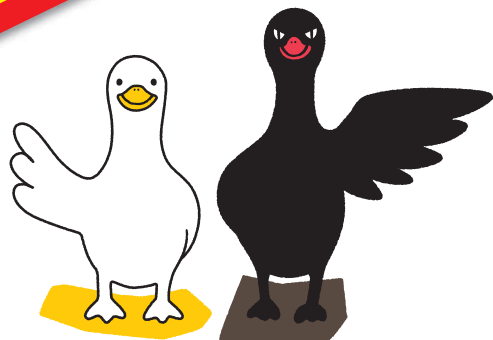
5月16日 女性部会第37回通常総会(ホテル千成)

編 集 後 記

平成26年が穏やかに明けました。今年こそ、東日本大震災からの復興は言うに及ばず、景気回復、地域の活性化など懸案事項を進めていかなければと思います。

公益社団法人としてこの地域のために何が協力できるのか、会員の皆さんと考えて行きたいと思います。本年もよろしく願います。
〈J・E〉

新登場!



— 法人会 —

がんを含む
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険
EVER

契約年齢:0歳～満85歳まで

入院前後の通院も保障!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

NEW!	入院	日帰り入院から 入院5日目まで	一律5日分	2.5万円	一生 涯 保 障
		入院6日目以降	1日につき	5,000円	
	手術	重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円	
		手術	入院あり 1回につき	5万円	
			入院なし 1回につき	2.5万円	
	放射線治療	入院しなくても 1回につき		5万円	
NEW!	入院前後の 通院	入院前も、退院後も 1日につき		3,000円	

月払保険料 【集団取扱】通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,436円	1,785円	2,348円	3,558円
女性	1,571円	1,851円	2,208円	3,166円

2013年8月19日現在



ニーズに合わせて特約をプラス!

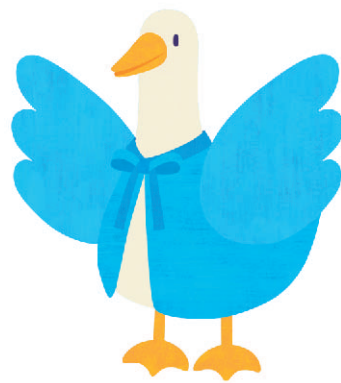
先進医療に
備えたい

総合先進医療特約

3年ごとに
3万円の
お祝い金

生存祝金特約

*ご案内の特約は〈EVER〉と同時にお申込みの場合に限り付加できます。



— 法人会 —

心配な
「がん」の
備えに

生きるための
がん保険 Days

契約年齢:0歳～満80歳まで

現代のがん治療に対応したあんしんの保障!

■スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合
保険期間:終身 (抗がん剤治療特約)は10年更新

1	初めて「がん」と診断されたら 一時金100万円、 上皮内新生物の場合10万円
2	「入院」も「通院」*も日額1万円 日数無制限で保障 ※三大治療(手術・放射線・抗がん剤)のための通院
3	抗がん剤治療は 通算600万円まで保障!

プレミアサポート

訪問面談サービス

専門医紹介

*がん専門相談サービス(プレミアサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円
定額タイプ 保険料払込期間:終身 (抗がん剤治療特約)は10年更新

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,170円	3,004円	4,444円	7,244円
女性	2,202円	3,086円	4,482円	6,046円

* (抗がん剤治療特約)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

2013年8月19日現在



ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの先進医療に

がん先進医療特約

女性特有のがんに

特約 コサージュ

がんになったときの
収入減少のリスクに

所得サポート特約

●「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみのご契約はできません。●商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

千葉総合支社

〒260-0028 千葉市中央区新町1000番 センシティビルディング11階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

*今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2013-0042-1312508 8月8日